

体験型事業創出事業補助金

近江八幡市の
資源を活かした

体験事業を始める事業者様を支援します

新たな消費傾向（コト消費）に対応した販売チャネル・地域経済基盤を確立し推進する事業者に対し呼び込み支援を行うことで、今まで近江八幡市に訪れたことのない方々を呼び込み、「滞在時間や消費支出の拡大」につながるよう市内事業者の進行・地域経済の活性化を図ることを目的としています。



申請期間

第1次 令和7年7月10日（木）～令和7年7月31日（木）

第2次 令和7年8月1日（金）～令和7年9月12日（金）

第3次 令和7年9月16日（火）～令和7年10月31日（金）

事前相談

- ★ 申請にあたり事前にご相談いただきますようお願いいたします。
- ★ 事業計画の概要等をご準備いただき、担当窓口にご連絡ください。
- ★ 予約なしで、窓口への来庁はお控えください。

< 担当窓口 >

近江八幡市産業経済部商工振興課

住所：近江八幡市安土町小中1番地8（安土町総合支所）

☎ : 0748-36-5517

Mail: 011008@city.omihachiman.lg.jp

この事業は、「ふるさと納税寄付金」を活用しています



HP QRコード



申請の8つの条件

- 1 主に市外からの来訪者を対象として、市内で行う事業であること
- 2 概ね1時間以上の体験事業で、参加者に対し、講師やガイドからの講習・ガイダンスが概ね20分以上であること
- 3 年間を通じて、有償で20回以上事業を実施することができること
- 4 補助対象事業に本市の地域資源を取り入れ、来訪者が体験を通じて近江八幡市の魅力を、感じることができる事業であること
- 5 事業の目的・内容・効果が補助金の目的を達成するものであること
- 6 補助金の交付を受けた後も継続して行える事業であること
- 7 単に、施設・設備の更新イベントの実施、情報発信のみを目的としたものではないこと
- 8 行政庁の許認可が必要な場合は、当該許認可を受けられることが確実に見込まれるものであること

申請枠	補助率	上限額
一般枠	2/3以内	100万円
早朝・夜間枠	3/4以内	100万円
新規創業枠	2/3以内	150万円
併用枠	3/4以内	150万円
ブラッシュアップ枠	2/3以内	30万円

この事業は、「ふるさと納税寄付金」を活用しています

